

# 鏡野町まちづくりニュース Vol.4

鏡野町では、人口減少や少子高齢化が進んだ社会であってもコンパクトで暮らしやすく持続可能なまちづくりを進めるため、新しいまちづくり計画(都市計画マスタープラン・立地適正化計画)を策定しています。

皆様に進捗状況や今後の予定等についてお知らせさせていただくための情報として、「鏡野町まちづくりニュース Vol.4」を作成しました。本号では、委員会の概要、都市計画の将来像、居住誘導区域、都市機能誘導区域、防災指針、委員会の主なご意見、今後のスケジュールについてお知らせいたします。

## 1 第4回 鏡野町都市計画マスタープラン

### ・立地適正化計画策定委員会を開催しました

第4回 鏡野町都市計画マスタープラン・立地適正化計画策定委員会を5月12日に開催しました。協議内容は『都市計画の将来像』『居住誘導区域、都市機能誘導区域、誘導施設』『誘導施策』『防災指針』『届出制度、施策の評価』です。特に、都市計画の将来像や居住誘導区域、都市機能誘導区域に対して、様々なご意見をいただきました。

#### 「当日プログラム」

- ✓開会あいさつ
- ✓協議
  - ・居住誘導区域、都市機能誘導区域、誘導施設について
  - ・都市計画の将来像について
  - ・誘導施策について
  - ・防災指針について
  - ・届出制度、施策の評価等
- ✓閉会あいさつ



## 2 誘導区域・誘導施設の検討

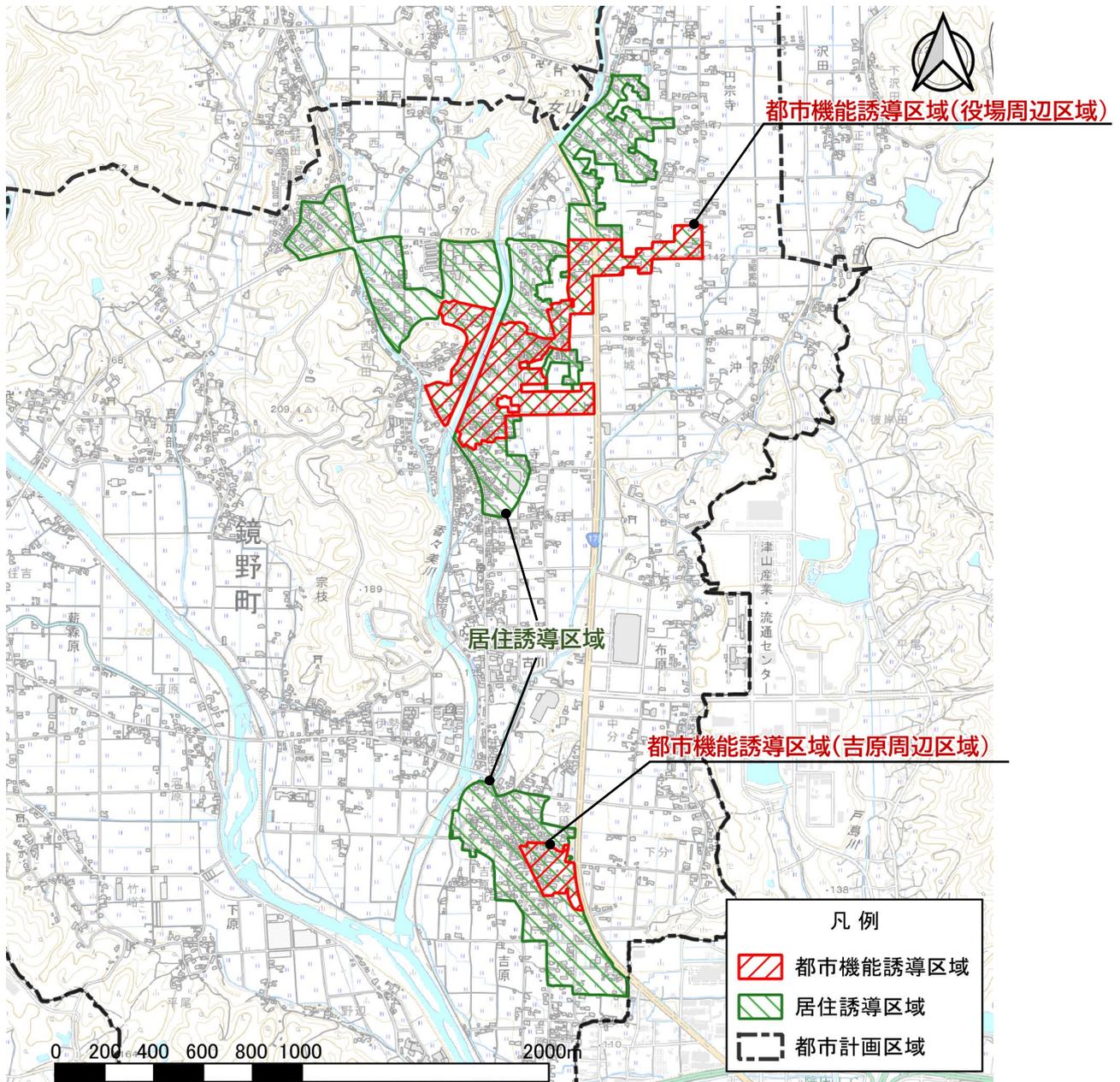
本委員会では、居住誘導区域、都市機能誘導区域、誘導施設についての検討を行いました。

### ● 居住誘導区域及び都市機能誘導区域の設定

居住誘導区域は、人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域です。

都市機能誘導区域は、居住誘導区域内において設定されるものであり、医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供が図られるよう定める区域です。

項目	面積(ha)	都市計画区域に対する当該区域の割合(%)	令和2年(2020年)		令和22年(2040年)	
			人口(人)	人口密度(人/ha)	人口(人)	人口密度(人/ha)
都市計画区域	1,398.0	—	5,902	4.2	4,799	3.4
居住誘導区域	98.6	7.1	1,653	16.8	1,611	16.3
都市機能誘導区域	30.2	2.2	357	11.8	372	12.3



## ● 誘導施設の設定

誘導施設とは、医療、福祉、商業等の都市機能の増進に寄与するために必要な施設です。「都市機能誘導区域ごとに立地を誘導すべき都市機能増進施設を設定」するものとして、都市再生特別措置法第 81 条に規定されています。本町において設定した誘導施設を以下に整理します。

都市機能	一般的な名称	各施設の配置の方針	都市機能誘導区域 (役場周辺)	都市機能誘導区域 (吉原周辺)	都市機能誘導区域 外
1.行政機能	役場	・町民が利用しやすいよう都市機能誘導区域に配置	■		△
	地域包括支援センター	・関連施設と連携をとりつつ、継続的包括的な支援が必要であるため、中心拠点に配置	○		
2.介護福祉機能	地域福祉センター				△
	通所系施設	・日常生活に必要な施設であり、町内全域に適正配置		○	△
	訪問系施設			○	△
	入所系施設	・高齢者等が容易に利用できるよう町内の必要箇所に適正配置		○	△
	小規模多機能型施設			○	△

都市機能	一般的な名称	各施設の配置の方針	都市機能誘導区域 (役場周辺)	都市機能誘導区域 (吉原周辺)	都市機能誘導区域外
3.子育て機能	こども家庭センター	・関連施設と連携をとりつつ、継続的包括的な支援が必要であるため、中心拠点に配置	■		
	子育て支援センター		■		
	保育園	・日常生活に必要な施設であり、町内全域に適正配置			△
	幼稚園				△
	認定こども園				△
4.商業機能	中規模商業施設(店舗面積 1,000㎡以上)	・町の活性化やにぎわいの創出のため、中心拠点に配置	■		△
	食品スーパー(店舗面積 250㎡以上)	・生活に必要な施設であり、町内全域に適正配置	★		△
	商業施設(商業機能を有する施設、飲食店等)	・食品や日用雑貨、お土産品など多数の品種を扱う小規模な店舗 ・地場産品等による飲食店	★		
5.医療機能	病院	・全町民及び高齢者等が容易に活用できるように中心拠点に配置	★	■	
	診療所	・生活に必要な施設であり、町内全域に適正配置	○		△
6.金融機能	信用金庫	・窓口業務(決済、融資など)による金融サービスを提供する施設であり、都市機能誘導区域に配置	■		
	郵便局	・生活に必要な施設であり、町内全域に適正配置			△
	農業協同組合等の金融機関		○		△
	ATM		○		△
7.教育・文化機能	公立公民館	・生活に必要な施設であり、町内全域に適正配置	○		△
	図書館	・町の活性化やにぎわいの創出のため、都市機能誘導区域に配置	■		
	博物館	・町の活性化やにぎわいの創出のため、都市機能誘導区域に配置	■		
	小中学校	・生活に必要な施設であり、町内全域に適正配置			△

★【誘導】今後誘導を図る施設(誘導施設)

■【維持】区域内に立地があり、区域外への転出・流出を防ぐ施設(誘導施設)

○【維持努力】区域内に立地があり維持を図るが、誘導施設としない施設

△【維持努力】区域外であり機能の補完が必要であるが、誘導施設としない施設

### 3 都市計画の将来像

第3回策定委員会でいただいたご意見や、これからの鏡野町キャッチフレーズ(鏡野町合併20周年記念)を基に、都市計画の将来像を以下のように設定しました。

少子高齢化社会から、人口減少社会へと突入してきた今、この集落の連携する都市構造を生かした上で、都市機能の再構築を図り、本町らしい暮らしを生かしながら、住民一人ひとりがいきいきと輝き、働きやすく、暮らしやすく、便利に住み続けることのできる魅力的な都市づくりを進めて参ります。

【これからの鏡野町キャッチフレーズ(鏡野町合併20周年記念)】

花ひらき 未来へ駆ける 鏡野町

【都市計画の将来像(都市計画マスタープラン、立地適正化計画)(案)】

—誰もがいきいきと住み続けることのできる 鏡野の郷—  
「暮らしのまち ころのふるさと鏡野」の実現

## 4 防災指針

災害リスクをできる限り回避あるいは低減させるため、必要な防災・減災対策を計画的に実施します。対応方針となる「防災まちづくりの将来像」は以下のとおりとします。また、災害リスク分析と課題に対応した具体的な取組を以降に示します。

【防災のための方針】

### 生命を守るまちづくり

災害リスクの低い都市づくり▶▶▶減災、安全・安心の取組を進めます

#### ■災害に強いまちづくり

##### ①災害リスクの低減(減災)

:地震、台風、洪水や土砂災害等の災害リスクに対して、安全な居住環境を形成します。

##### ②災害リスクの回避(軽減)

:災害の危険性の高い居住地の抑制、安全な居住地への人口集積を促進し、被害を最小限に軽減します。

### 具体的な取組(町全域)

#### 地震・盛土

#### リスクの低減

- 南海トラフ巨大地震による震度分布「震度 5 弱」、液状化危険度分布「低い」の範囲が存在し、発災時において、建物の倒壊等の恐れ
- 谷埋め型大規模盛土造成地の区域に建物が立地(都市計画区域外の馬場、下森原、井坂、上齋原)

#### 【共通】

・防災対策等の充実(建物の耐震診断・耐震改修の促進)

#### 土砂

#### リスクの低減

#### リスクの回避

- 発災時において、各地域の孤立化の恐れ

#### 【共通】

- ・緊急輸送道路の迂回路、複線化により交通の遮断を防止
- ・防災対策の充実(安全な居住地の形成、防災工事等)
- ・自主防災組織等による備蓄の促進
- ・レッドゾーンからの移転

#### 土砂

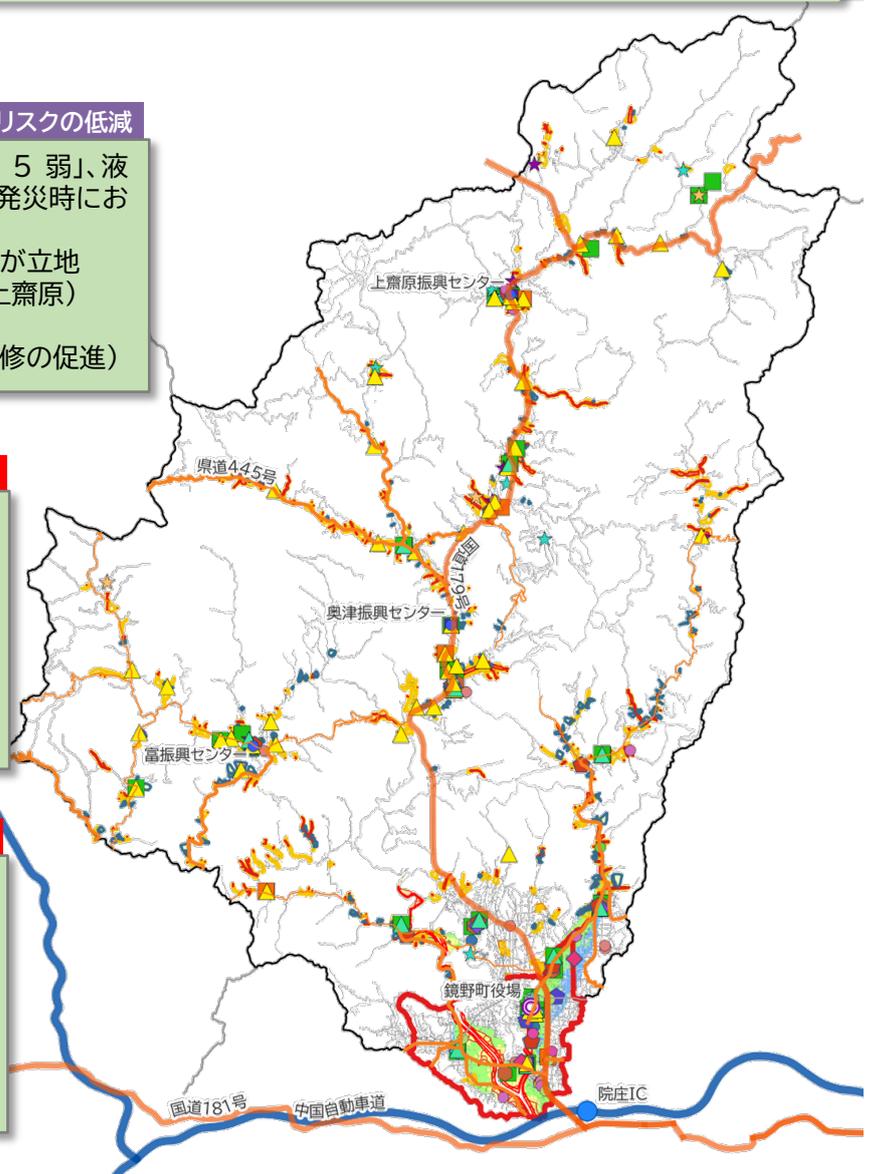
#### リスクの低減

#### リスクの回避

- 地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害(特別)警戒区域が、都市計画域外の山間部や国道 179 号沿道に点在

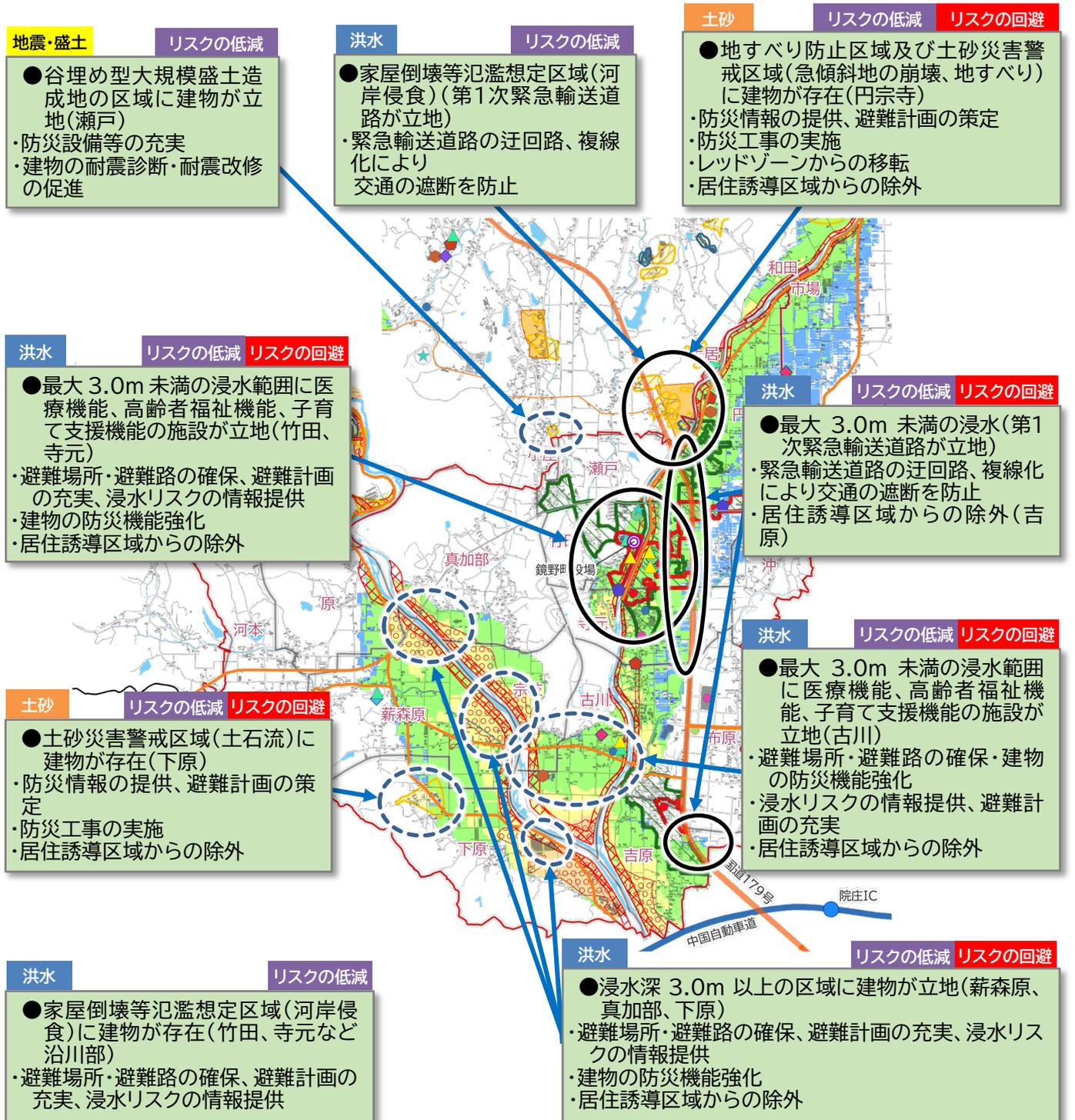
#### 【共通】

- ・防災情報の提供、避難計画の策定
- ・防災工事の実施
- ・レッドゾーンからの移転



<ul style="list-style-type: none"> <li>行政区画</li> <li>都市計画区域</li> <li>居住誘導区域(案)</li> <li>都市機能誘導区域(案)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市機能</li> <li>役場等</li> <li>町役場</li> <li>公立公民館</li> <li>集合施設</li> <li>商業機能</li> <li>コンビニ</li> <li>スーパー</li> <li>金融関連機能</li> <li>銀行</li> <li>郵便局</li> <li>医療機能</li> <li>病院</li> <li>診療所</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>子育て支援機能</li> <li>子育て支援センター等</li> <li>認定こども園</li> <li>保育園</li> <li>幼稚園</li> <li>教育機能</li> <li>小学校</li> <li>中学校</li> <li>文化・スポーツ・レクリエーション機能</li> <li>スポーツ施設</li> <li>レクリエーション施設</li> <li>文化施設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>洪水浸水想定区域(想定最大規模)</li> <li>0.5m未満</li> <li>0.5m以上～3.0m未満</li> <li>3.0m以上～5.0m未満</li> <li>5.0m以上～10.0m未満</li> <li>10.0m以上～20.0m未満</li> <li>家屋倒壊等氾濫想定区域</li> <li>河岸侵食</li> <li>氾濫流</li> <li>土砂災害</li> <li>急傾斜地崩壊危険区域</li> <li>地すべり防止区域</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>土砂災害特別警戒区域</li> <li>急傾斜地の崩壊</li> <li>土石流</li> <li>土砂災害警戒区域</li> <li>急傾斜地の崩壊</li> <li>土石流</li> <li>地すべり</li> <li>緊急輸送道路</li> <li>第1次緊急輸送道路</li> <li>第2次緊急輸送道路</li> <li>避難場所</li> <li>指定緊急避難場所</li> <li>指定避難場所</li> </ul>
--	---	---	---	--

## ●具体的な取組(都市計画区域)



※家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)の全域を対象

○ 居住誘導区域に係る範囲



## 5 委員会ではこのようなご意見が出ました

第4回策定委員会では下記のようなご意見を頂きました。計画に反映して参りますので、皆様もその他ご意見等ございましたら、お気軽にお寄せください。

### ● 水災害のリスクについて

- Q 居住誘導区域に水災害のリスクのあるエリアを含んでいるとの話でしたが、どの程度の被害を想定していて、それに対してどういった対策を検討されているのですか？
- A 被害想定としては、居住誘導区域内で家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)に立地する建物用地の建物戸数は45戸となっています。対策として、レッドゾーンに関しては国の制度も含めて検討していますが、家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)に関してはレッドゾーンではないため、町としての施策を講じて、どういう風に逃げる・命をどう守るということを考えていくこととなります。

### ● 広報の方法について

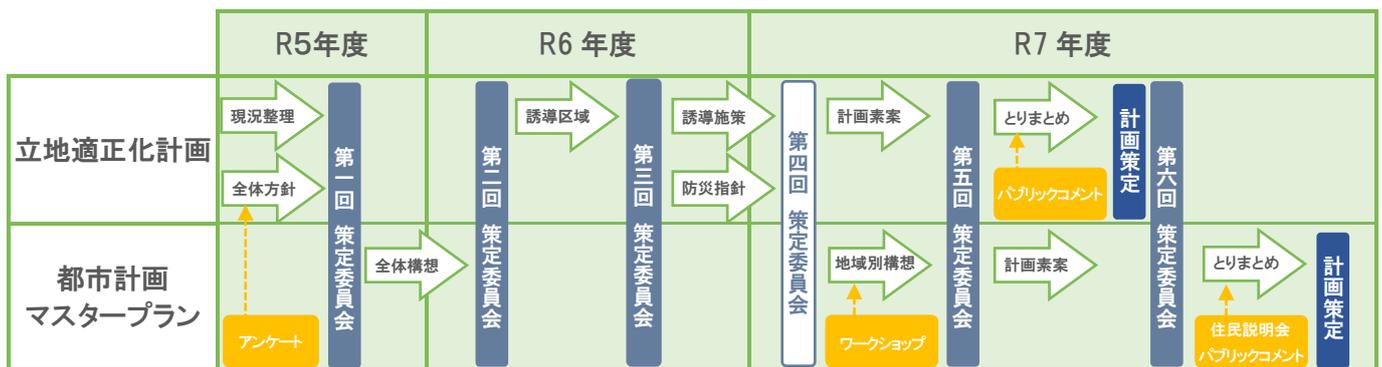
- Q 町民の皆様にはどう伝えていくのでしょうか？パブリックコメントだけなのでしょうか、それとももう少し細かい意見聴取を行うのでしょうか？ある程度、この場で議論している内容を町民に知っていただいて、理解していただいて、意見があれば言っていただく機会が必要です。
- A 策定委員会後には、広報にその委員会の内容を載せさせていただきます。ご意見のある方についてはこちらのQRコードもしくはHPからご意見いただくというかたちで掲載しています。また、HPでは策定委員会にて使用した資料や議事録、まちづくりニュースを公開しております。

### ● 同じ土地に住み続けたい町民について

- Q 立地適正化計画の誘導区域の設定に関しては、お示しのとおりで大丈夫かと思えます。今後は誘導を進めていくことが基本となると思いますが、その一方で、その土地に暮らし続けたい町民の方々もいると思われれます。そういった方々が不利益を被ることのないように、ぜひその方々も含めて施策をたててほしいです。
- A ありがとうございます。ご意見を参考に今後も議論を積み重ねていきたいと考えています。

## 6 今後のスケジュール

本業務は以下のスケジュールの予定で進めていきます。今後、パブリックコメント、住民説明会等を実施し、皆様のご意見を伺う予定です。皆様のご意見・ご参加を心よりお待ちしております。



次回の第5回鏡野町都市計画マスタープラン・立地適正化計画策定委員会は、本会議の意見を踏まえ、上記のスケジュールに基づき、9月頃に開催予定です。

問い合わせ先：鏡野町 総合政策室（担当：榎本）

☎0868-54-2983

✉sougou@town.kagamino.lg.jp